

特別情報提供事業実施要綱

1 趣旨

中小企業等によりよい情報を提供するため、特別情報提供事業を実施する。
本趣旨に賛同するものを会員とし、各種情報の提供を行う。

2 資格

公益財団法人三重県産業支援センター（以下「支援センター」という。）の実施する情報提供事業に賛同するものを会員とする。入会は随時とし、毎年度会費を納入するものとする。

3 会員の申込み

- (1) 会員になろうとするものは、会員入会申込書（以下「申込書」という。様式第1号）に必要な事項を記載し、支援センターに申し込むものとする。
- (2) 支援センターは、会員台帳により、会員管理を行うものとする。
- (3) 会員は、申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を支援センターに届け出るものとする。

4 会費

1口年間12,000円とし、支援センターの請求により支払うものとする。

5 会員に対するサービス

- (1) 広報誌「M I E S C」の送付
- (2) 広報誌「M I E S C」の広告料金の割引
- (3) ホームページのバナー広告料金の割引
- (4) インターネット情報提供（ID・パスワードを発行し、会員ページにおいて各種情報提供を行う）
- (5) その他

6 会員の脱会

- (1) 会員が脱会を希望する場合は、脱会する旨を記した書類により、支援センターに届け出るものとする。その場合においては、会費は返却しないものとする。
- (2) 支援センターが定めた会費納入期日までに会費の納入がない場合、支援センターは、その会員を退会させることができる。

附則

- この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成3年3月1日から施行する。
- この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成13年10月1日から施行する。
- この要綱は、平成17年12月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年8月2日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年3月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年11月16日から施行する。